

阿久根市長交際費の公表に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は，市政公開の原則に基づき，市長交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定め，もって行政運営の一層の透明性を図り，市民の市政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

2 市長交際費の支出に係る情報の公開については，阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号。以下「条例」という。）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

（公表する内容）

第2条 市長の交際費は，次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容等
- (4) 支出金額

（支出区分）

第3条 前条に規定する支出区分は，阿久根市長交際費支出基準に関する要綱（平成18年4月1日制定）第3条によるものとする。

（公表の時期）

第4条 市長交際費の支出に係る情報の公表は，別記様式により毎月行うものとし，当月分を翌月の末日までに行うものとする。

（公表の方法）

第5条 市長交際費の支出に係る情報の公表は，その内容を阿久根市ホームページに掲載するとともに，総務課秘書広報係備付けの市長交際費支出簿の閲覧により行うものとする。

2 前項に規定する閲覧は，条例第6条に基づく情報公開の請求手続を要しないものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

交際費執行状況（ 年 月）

支出区分	支出日	支出内容等	支出金額(円)
合 計			